

働きやすさが企業の原動力!

ひなたの極

入門

認証企業の取組事例集 2023



HINATA NO KIWAMI

— CASE STUDIES BOOK —

認証取得で
どんな風に会社が
変わる?

それぞれの事業にかかわらず
長く、みんなが気持ちよく働ける
職場環境って...?

結婚とか子育てしながら
仕事続けられるのかな...?

従業員のモチベーション管理
難しい...

仕事も大切だけど
親孝行もしたい!

家族との時間も
大事にしたい

うちの会社で
どんな取組が
できるかな?

13

新規認証企業
事例掲載

+ 外国人雇用企業等の優良事例 | 社掲載

“働き方を見直して、生活に豊かさと活力を！”

近年、少子高齢・人口減少が急速に進行しており、地方においてはあらゆる分野で労働力不足が深刻化するなど社会経済活動への影響が懸念される中、将来にわたって持続可能な地域づくりが求められています。

このような中、2019(平成31)年4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されています。働き方改革は、働く方一人ひとりの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現するものであり、企業においては、人材を確保するため、働きやすい職場環境づくりを推進することが大変重要です。

県では、県内におけるワーク・ライフ・バランスを推進することを目的に、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業のうち、特に優れた取組成果が認められる企業を、働きやすい職場「ひなたの極」認証企業として認証する制度を2018(平成30)年に創設しました。

本事例集は、働きやすい職場「ひなたの極」認証企業のうち13社の取組内容をまとめたものです(2023(令和5)年12月1日現在59社認証)。

加えて、令和4年10月1日から「外国人雇用企業等の優良事例発信」の取組も行っています。合わせて「外国人雇用企業等の優良事例」についても1社ご紹介しております。

働きやすい職場環境づくりに取り組みされている皆様のほか、これから取り組まれる皆様の参考となる事例が多数記載されていますので、ぜひご一読ください。



CONTENTS

- 01 働き方改革とは？
- 02 ワーク・ライフ・バランスが実現した社会をつくろう
- 04 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度とは？
- 06 認証企業 インタビュー
- 18 外国人雇用企業等の優良事例紹介
・えびの電子工業株式会社
- 19 掲載企業一覧(全13企業)
- 20 国の施策紹介
- 21 宮崎県の施策紹介

認証企業インタビュー掲載企業

- 06 NQ52 株式会社ウェブサイト
- 07 NQ53 永野建設株式会社
- 08 NQ54 有限会社平成産業
- NQ55 木田組生コン有限会社
- 09 NQ56 双信パワーテック株式会社
- 10 NQ57 宮崎エプソン株式会社
- 11 NQ58 有限会社楠元商事
- 12 NQ59 株式会社南九州マツダ宮崎営業所
- 13 NQ60 双信デバイス株式会社
- 14 NQ61 特定非営利活動法人カラザ
- 15 NQ62 創宮株式会社
- 16 NQ63 BTV 株式会社
- 17 NQ64 株式会社ケーブルメディアワイワイ

働き方改革で、企業がどう変わる？

「働き方改革」とは？

働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。

働き方改革で目指す社会

働く方の置かれた事情に応じて多様な働き方を選択できる社会

成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てる

中小企業の働き方改革の必要性

「働き方改革」は、日本国内雇用の約7割を担う中小企業・小規模事業所において、着実に実施することが必要です。魅力ある職場とすることで、人手不足の解消にもつながります。



働き方改革で 魅力ある職場へ

人手不足感が強い中小企業・小規模事業所においては、生産性向上に加え、職場環境の改善などの「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。



中小企業ならではの 意識共有

改革に取り組むに当たっては、「意識の共有がされやすい」など、中小企業・小規模事業所だからこその強みもあります。



好循環で より良い企業づくりへ

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革」を進めてより魅力ある職場をつくりましょう！

「働き方改革関連法」について3つのポイント

POINT 01

年次有給休暇の時季指定

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

POINT 02

時間外労働の上限規制

時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。

POINT 03

同一労働、同一賃金

同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されています。



宮崎県認証

働きやすい職場環境づくりで
働く人に笑顔と活力を



日本の
ひなた
宮崎県

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
TEL.0985-26-7106 FAX.0985-32-3887
MAIL.koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

WEBはこちら ▶
働きやすい職場「ひなたの極」
認証制度サイト(宮崎県HPより)



MAILは
こちら ▶

